

1月の市税ごよみ

15日(水) 固定資産税第4期分、国民健康保険税第6期分の督促状の発送

31日(金) 市県民税第4期分、国民健康保険税第7期分の納期限

※督促状1通につき1000円の督促手数料をいただきます。

※口座振替をご利用の方は、納期限日の残高にご注意ください。

20歳になったら国民年金に加入手続きを!

国民年金は、老後や不慮の事態のときの生活を、現役世代みんなで支えるために作られている制度です。

日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっていきます。

新成人の皆さん、20歳になったら忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

※加入の届出忘れや保険料の納め忘れがあると、将来年金が受けられないこともあります。

■加入手続き方法

年金機構から届く加入手続用紙に記入して、住民登録をしている市区町村の年金担当窓口か、年金事務所で行ってください。

※厚生年金等に加入中の場合は、加入手続きは不要です。

■保険料(平成25年度)
月額1万5040円

※月額4000円を加えて、将来受け取る年金額を増やす付加年金制度もあります。

■保険料の割引(前納制度)

保険料をまとめて前払いすることで保険料の割引が受けられる前納割引制度(1年・6カ月)や早割制度(口座振替のみ)があります。

※前納割引制度(1年)を利用するための口座振替の申請は、2月28日(金)までに行ってください。

■保険料が払えない場合は?

所得が少なく保険料が納められない場合や学生の場合、保険料の納付を猶予する若年者納付猶予制度、学生納付特例制度があります。

猶予期間で10年以内を古い期間から納付(追納)できですが、3年度目以降には、加算額が上乗せされます。

■問合せ

○新居浜年金事務所
TEL 0897-35-1368

○市庁舎本館市民生活課
年金係
TEL 0897-52-1383

○各総合支所市民福祉課
市民保険係(東予)
市民福祉係(丹原・小松)

校区外通学の許可申請

小・中学校の通学区域は、市教育委員会が設定し、児童生徒の居住地によって通学する学校を指定しています。

ただし、次の要件に該当する場合は、保護者からの申請によって校区外通学を許可しています。

■校区外通学の要件

- 身体的事情、家庭的事情など、市教育委員会が認める特別な事情がある場合
- 浦山小学校または田滝小学校へ通学を希望する場合

■問合せ

○市庁舎別館学校教育課
学務係
TEL 0897-52-1252

○東予総合支所
市教育委員会西部分室
TEL 0898-64-2700

冬場の風呂場に注意しましょう

暖房の効いた部屋から寒い風呂場に行く時に、思わず体がブルブルと震える経験をしたことはありませんか?

この時、急激な温度差によって血圧が急激に変化し、心臓に大きな負担が掛かっています。この状態をヒートショックと呼んでいます。このような状況は高齢者の方に発生しやすく、全国的にもヒートショックによる風呂場の事故で多くの方が亡くなっている現状があります。

症状としては、意識消失・心筋梗塞・脳卒中等を併発し死亡するケースが考えられます。

予防方法としては、

- ①脱衣所や浴室を暖めておく
- ②お湯の温度を低く設定する
- ③家族に声を掛けて入浴する
などがあり、家庭で協力して対策を十分に取みましょう。

また適切な応急手当も身につけておきましょう。



寒い季節はヒートショックに気を付けましょう!

文化財防火デー 1月26日(日)

昭和24年1月26日、法隆寺(奈良県)の金堂から出火し、1300年の歴史を持つ日本最古の壁画が焼損しました。

その後も貴重な文化財の火災が相次いで発生したことから、文化財を火災・震災等の災害から保護するとともに国民の文化財愛護思想の普及高揚を図る目的で、昭和30年に1月26日が「文化財防火デー」と定められました。貴重な文化財を火災から守るためには、文化財関係者の努力だけでなく、地域住民一人ひとりが文化財を災害から守るための日常の心配りを積み重ねて行くことが必要です。

永い歴史の中で先人が守ってきた貴重な文化財を、後世に受け継いでいくためにも、皆さまのご協力をお願いします。